

障害者等級	視覚障害						聴覚・平衡機能障害				音声言語障害		心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫の機能障害				肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						知的障害				精神障害			掲載ページ	備考						
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3							
サービスの種類																																					
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	身体P3～4、療育P5～6、精神P7～8	
障害福祉サービス(難病の方含)																																11	介護保険が利用できる人は、基本的に介護保険制度が優先となります。				
相談支援サービス																																13	・18歳以上の人は障害支援区分認定のため、市の調査員が聞き取り調査を行います。				
訪問してもらって受けるサービス	障害者総合支援法に基づく福祉サービスの給付です。障害の程度等により受けられるサービスに違いがあります。																															14	・費用負担については、本人および扶養義務者の課税状況により決まります。				
日中事業所に行き受けるサービス																																14					
入所して受けるサービス																																15					
【児童(18歳未満)通所等福祉サービス	児童福祉法に基づく福祉サービスの給付です																															17					
地域生活支援事業・その他の事業	障害の種類や程度により受けられるサービスが異なります																															20					
手話通訳・要約筆記者の派遣							○	○	○	○	○																								25		
点字広報・声の広報・CD版ごみカレンダー	○	○	○	○	○	○																													27		
避難行動要支援者登録制度	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	△	△				28	希望される人は登録可能です
民生委員児童委員への情報提供	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△				29	希望される人は民生委員児童委員への情報提供可能です
福祉用具	障害の種類や程度により、給付・交付・修理のできる品物に違いがあります																															30	・購入前に必ずご相談ください				
日常生活用具の給付																																31	・介護保険が利用できる人は、介護保険が優先となります				
自立支援医療(更生医療)	手帳所持者で、障害の種類、医療内容が該当すれば利用できます ※指定医療機関に限り																															32	18歳以上				
自立支援医療(育成医療)	手帳所持者で、障害の種類、医療内容が該当すれば利用できます ※指定医療機関に限り																															32	18歳未満				
自立支援医療(精神通院医療)	手帳を所持していなくても障害の種類、程度が該当すれば利用できます ※指定医療機関に限り																															32					
福祉医療(マルフク)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○									△	△		33			
福祉医療																															○	○		33			
特定疾患(難病)治療研究事業	草津保健所が窓口となりますので、詳細は草津保健所にお問い合わせください																															34					
特別障害者手当	△	△																					△	△							△			35	20歳以上。入所・入院者は除く。		
障害児福祉手当	△	△																					△	△							△			35	20歳未満。入所者は除く。		
特別児童扶養手当	○	○	○				○	○															○	○	○	△	△	△	△	△	△			36	20歳未満。入所者は除く。		
児童扶養手当	△	△					△					△											△	△							△			36	子ども家庭相談課が申請窓口です		
障害(基礎)年金	障害者手帳とは基準が異なります																															37					
在宅重度障害者住宅改造費の助成	○	○																					○	○							○	○		39			
身体障害者自動車改造費の助成																							△	△										40	改造される前に必ずご相談ください		
身体障害者自動車操作訓練費の助成(運転免許)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												40	事前に必ずご相談ください		
タクシー運賃の助成	○	○																					○	○							○			41	燃料(ガソリン)費の助成と併用はできません		
燃料(ガソリン)費の助成	○	○																					○	○							○			41	タクシー運賃の助成と併用はできません		
紙おむつ費用の助成	○	○																					○	○							○			42	介護保険を利用している人は、対象となりません		
精神障害者通所施設等への通所交通費補助																															○	○	○	43			
自動車税・軽自動車税の免除	○	○	○	○	○	○	○	○				△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○		44			
その他の税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48			
各種割引など	おのおの暮らしが 各々基準が違います																															49					
NHK放送受信料の減免など	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	51	全額免除・半額免除があります		
その他の割引など	おのおの暮らしが 各々基準が違います																															54					
サロン・自助グループについて	おのおの暮らしが 各々基準が違います																															60					
スポーツ・行事について																																62					
就労支援について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	63			
市内の施設一覧																																66					